

2024 (R6) 年 1 月から改正後の贈与税・相続税が施行

2023 (R5) 年の税制改正により、①暦年課税制度の生前贈与の相続財産への加算期間が 3 年→7 年に延長、②相続時精算課税制度に年間 110 万円の基礎控除が創設され、来年 2024 (R6) 年 1 月 1 日から施行されます。今回は、施行直前のタイミングで新制度の再確認となります。

2024 (R6) 年からの新制度の概要

【暦年課税制度の改正】

基本的な制度に変更はないですが、生前贈与の相続財産の加算期間の延長の改正があります。対象となるのは「2024 (R6) 年 1 月 1 日以降の贈与で、3 年後の 2027 (R9) 年から順次贈与の加算期間が増え、相続前 7 年が加算期間となるのは 2031 (R13) 年以降に生じる相続からとなります。

※詳細は【2023 (R5) 年 4 月の向日葵だより】をご参照ください



【相続時精算課税制度の改正】

一度この制度を選択すると、贈与者ごとに累計 2,500 万円の特別控除枠を超えた贈与に対して、一律 20% の贈与税が課せられていました。しかし改正後の 2024 (R6) 年 1 月 1 日以降から特別控除枠の計算時に「年間 110 万円の基礎控除」が創設され、しかもその基礎控除(累計額)は相続発生時に加算対象とはなりません。基礎控除のある暦年課税制度に比べて不利な印象のあった制度の改善が図られました。

※詳細は【2023 (R5) 年 5 月の向日葵だより】をご参照ください

暦年課税と相続時精算課税の検討

今回の改正で、暦年課税制度は従前に比して不利な改正となり、一方相続時精算課税制度は従前に比して有利な改正となっています。しかし、どちらの制度が有利・不利か単純に判断は出来ず、全般的に不利な改正となった暦年課税制度であっても、相続時精算課税制度には無い、その制度の特性を生かした贈与を行うことで、活用する場面も十分にあります。今後は相続が発生するタイミングや、贈与者と受贈者との関係、贈与する財産の特性を考慮して、暦年課税と相続時精算課税制度の何れが有利なのかを慎重に検討する必要があります。

以下に改正後の暦年課税制度と相続時精算課税制度の主な長所・短所をまとめました

	暦年課税制度の長所	相続時精算課税制度の長所
長所	<ul style="list-style-type: none">・相続開始前 7 年 (加算期間) より以前の贈与については、相続財産から切り離せる (相続までに十分に時間がある場合は有効)・贈与者の兄弟や孫等、推定相続人以外の者への生前贈与は相続財産への加算対象外 (但し遺贈等があると加算対象になる点に注意)	<ul style="list-style-type: none">・基礎控除 (110 万円/年) に相当する財産を相続財産から完全に切り離せる (たとえ相続開始前 7 年以内であっても可能)・相続財産の課税価格を贈与時の価格に固定できるため、値上がりが確実な資産の贈与に有効
短所	<ul style="list-style-type: none">・贈与税を納めた場合、相続時に税金の精算は行わないため、多額の贈与が行いにくい。・相続発生時期は不確定のため、加算期間に含まれる金額を正確に把握できない	<ul style="list-style-type: none">・土地の贈与を行うと相続時に小規模宅地の特例が使えないので、注意が必要・相続時精算課税を選択した場合、その選択を取り消すことは出来ない。

上記の改正内容に加え、住宅取得資金の贈与 (R5 年末まで) 等の贈与税法上の各種特例を、贈与者・受贈者の状況や目的に沿って十分に検討し、実施することが望めます。弊事務所で 2023 年 11 月 10 日 (金) に「改正相続・贈与税制の活用セミナー」を行います。ご関心のある方の参加をお待ちしております。

@ 10 月の予定

10/10・9 月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

10/31・8 月決算法人の確定申告

・2, 5, 11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3 階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail info@kuronuma-ac.jp